



1. 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた定時株主総会の開催時期と開催方法

新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）の感染が拡大し、緊急事態宣言が発出されている中、事業年度末が3月末である株式会社の定時株主総会を、いつ・どのように開催すればよいかにつき、論点をまとめてみました。（本稿作成時である令和2年5月7日時点の情報を基にしています。）主として上場会社を念頭に置いてまとめましたが、非上場の株式会社においても参考にいただける内容になっていると考えます。

<要点>

- ◆ 基準日を新たに設定することで、定時株主総会の開催時期に関する定款の定めにかかわらず、その開催を事業年度末から3か月経過後以降に遅らせることが可能です。
- ◆ 定款の配当基準日を維持したい会社は、計算書類作成作業が通常の定時株主総会開催時期に間に合う場合には通常の時期の定時株主総会を、間に合わない場合には通常の時期の株主総会+継続会を、いずれも感染拡大防止措置を取ったうえで開催することが考えられます。
- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために必要であると判断される場合には、定時株主総会を株主の来場なく開催するという判断もあり得ます。その場合は、招集通知や自社ウェブサイトで株主への周知を図り理解を求めることが必要です。

1 定時株主総会の延期

新型コロナの感染拡大防止のため、定時株主総会を延期すること（本稿では、これまで開催していた時期より後の時期（本年7月以降）に定時株主総会を開催することを「延期」と呼ぶこととします。会社法317条の「延期」とは異なりますのでご注意ください。）が考えられますが、以下の点に留意する必要があります。

(1) 「一定の時期」の開催

会社法は、株式会社は「毎事業年度終了後一定の時期に」定時株主総会を招集しなければならないと規定しているため（会社法296条1項）、この条項との関係が問題となります。「一定の時期」については、「事業年度末から3か月以内」などの法令上の規律はなく、事業年度末から3か月を超えても会社法に違反するものではないと解されるため、その時々の状況を踏まえて合理的な時期に開催すればよいと考えられます。法務省も、「定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる」との見解を公表しています。

延期した場合にいつ開催すべきか（＝合理的な時期

がいつであるか）は、緊急事態宣言が解除されればすぐに開催しなければならないということではなく、開催日の時点で一定規模の集会を開催しても問題がない状況になっているかどうか（これは、開催場所がどの都道府県であるかによって異なるでしょう。）、合理的な準備期間がどのくらいであるか等を勘案して、決定することとなります。

(2) 議決権行使の基準日

(1)で事業年度末から3か月経過後以降（すなわち7月以降）に定時株主総会を開催する場合、会社法上、基準日株主が行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使するものに限られる（会社法124条2項）ので、定款で株主総会の議決権の行使に関する基準日を3月末に設定している会社は、改めて定時株主総会のための議決権行使の基準日を設定することが必要です（取締役会・執行役会等で決議し、新たに設定する基準日の2週間以上前に定款に定める方法で公告する、という手順を踏みます）。官報や新聞で公告をするためには申込み等のための準備期間が必要になることも踏まえたうえで、新たに株主総会の時期を決定することになります。

(3) 役員任期

定時株主総会を延期した場合、役員任期が通常は定時株主総会の終了時とされていること（会社法 332 条 1 項、各会社の定款）との関係で問題が生じます。役員任期については一般的に、定時株主総会が開催されない場合には定時株主総会が開催されるべき時期が経過したときに任期満了になると解釈されていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための延期の場合には、その時々の状況を踏まえて合理的な期間内に延期された定時株主総会が開催されれば、当該延期された定時株主総会の終結時に任期が満了すると考えられます。

法務省は、登記の取扱いについて「[商業・法人登記事務に関する Q & A](#)」を公表し、上記の見解を明らかにしています。

(4) 決算及び計算書類の確定とその後の開示・税務申告

株式会社においては、計算書類の承認につき、一定の場合には取締役会の承認で足りるとされていますが、それ以外の場合は定時株主総会の承認を受ける必要があります（会社法 438 条 2 項、439 条、436 条 3 項）。後者の、定時株主総会における計算書類の承認が必要な会社においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために定時株主総会を事業年度末から 3 か月経過時より先の時期に延期する場合は、計算書類の確定が事業年度末から 3 か月以内に行えないこととなります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による作業の遅れ等のために、事業年度末から 3 か月以内に決算手続を間に合わせられない場合も考えられますが、そのような場合は、当該手続が完了するまで定時株主総会の開催を延期せざるを得ません。

会社法には、計算書類の確定を事業年度末から 3 か月以内に行うことを求める規定はありません。問題となるのは、その後の金融商品取引法上の開示と法人税の申告です。

この点、有価証券報告書については、金融庁が「[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた決算業務・監査業務等への対応について](#)」を公表し、有価証券報告書、四半期報告書等の[提出期限を 9 月末まで一律に延長](#)しており、関係者の健康と安全に十分配慮することを求めています。

また、国税庁は、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ](#)」をとりまとめている、その中で、定時株主総会の開催時期を遅らせる措置を講じた場合には、個別の申請による期限延長が認められるとしています。期間延長の申請は、新型コロナによ

る申告・納付期限延長申請である旨を申告書の余白に付記する等の簡易な方法によることができます。

以上から、有価証券報告書等の提出や法人税申告の関係では、定時株主総会において計算書類の承認を得るべき会社においても、必ずしも事業年度末から 3 か月以内に計算書類を確定する必要はなく、定時株主総会を延期し、合理的な期間内に開催された定時株主総会において計算書類を確定すればよいこととなります。

(5) 配当の取扱い

定時株主総会を延期する場合には、配当の基準日との関係も問題となります。定款において事業年度末日を配当についての基準日と定めている会社が多く、他方で、(2) で述べたように、基準日を定めた権利は、当該基準日から 3 か月以内に行使されなければなりません（会社法 124 条 2 項）。このことから、配当についてどのように取り扱うかが問題となります。

① 取締役会で配当についての決議を行える場合

一定の要件を満たす会社においては、取締役会の決議で計算書類の確定及び配当決議を行うことができるため（438 条 2 項、439 条、436 条 3 項、会社法 459 条）、（新型コロナウイルス感染症による計算書類に係る作業の遅れ等で事業年度末から 3 か月以内の計算書類の確定ができない場合を除き）定時株主総会を延期するか否かに拘わらず、定款で定めた基準日（事業年度末日）から 3 か月以内の日を効力発生日として取締役会で配当の決議を行えば、当初の基準日の株主に配当を行うことができます。

② 株主総会で配当について決議しなければならない場合

配当についての決議を株主総会で行うことが必要な会社において、定款で定めた基準日（同上）の株主に対して配当を行うためには、基準日から 3 か月以内に株主総会を開催しなければならないことから、株主総会の延期をする場合には、定款で定めた基準日の株主に対して配当を行うことができなくなります。したがって、株主総会を延期する場合には、議決権行使の場合と同様、改めて配当に関する基準日を設定する必要があります（実務的には、議決権行使の基準日と同日を配当の基準日に定めることが多いでしょう。）。

このようにした場合、当初の基準日株主は、同基準日後、新たに設定された基準日前に株式を手放してしまうと配当を受けられなくなりますが、基準日の定めは、権利を行使する株主を確定するためのものであり、基準日株主に当該権利を行使する機会を

保証するものではないので、配当を受けられないことに対して法的な権利を主張することはできません。会社として当初の基準日株主の配当に対する期待を保護したい場合には、定時株主総会を延期せずに開催する必要があります。さらに、作業の遅れ等で事業年度末から3か月以内の計算書類の確定ができない場合であっても当初の基準日株主に配当を行いたい場合には、次に「2」で述べる継続会を検討することとなります。その場合には、更に「3」で述べる事項にもご留意ください。

2 定時株主総会の継続会

(1) 継続会とは

定時株主総会を通常どおり事業年度末から3か月以内の日で開催するものの、その日は一定の事項についてのみ審議・決議し、同時にその株主総会において続行の決議をすることで、他の事項については後日開催する継続会で審議・決議することが可能です（会社法317条）。このように2度に分けて開催された株主総会であっても法的には同一の株主総会であるとされます。よって、いずれの開催日における決議においても、事業年度末日（基準日）における株主が議決権を行使することができます。

金融庁、法務省及び経済産業省から、「継続会(会社法317条)について」として、継続会の開催について留意すべき事項が公表されています。

継続会の日時の決定は当初の株主総会における決議で議長に一任することができますが、当初の株主総会と継続会の間の期間について、上記「継続会（会社法317条）について」では、3か月を超えないことが一定の目安になるとされています。なお、継続会は法的に同一の株主総会であるため、改めて招集通知を発し、また議決権行使書を取り直すことは必要とされていませんが（会社法317条）、続行の決議や継続会の日時・場所について株主に知らせる必要があるときや、1か月以上期限が空くなど株主へのリマインダーが必要と考えられるときは、招集のお知らせ（法定の招集通知より簡易なもので良いと考えます）を改めて発送することとなります。

(2) 配当の決議

当初の株主総会と継続会とに分けて定時株主総会を開催する方法は、作業の遅れ等で事業年度末から3か月以内に計算書類の確定ができない会社が、なお当初の基準日株主に配当を行いたい場合に有効であると考

えられます。

その際は、1回目の株主総会において、計算書類の確定がまだできない段階ではあるものの、事業年度末から3か月以内の日を効力発生日として配当の株主総会決議を行うこととなります。上記「継続会（会社法317条）について」の3でも記載されていますが、この場合、2019年度3月期の計算書類に基づいて分配可能額を算出し、その範囲内において配当を行うことができます（会社法416条）。（なお、予想される2020年度3月期の分配可能額にも配慮することが有益であるとされています。）

(3) 役員を選任

継続会を開催した場合、2回の株主総会のうち1回目で役員等を選任しても、任期の末日が定時株主総会の終結時である従前の役員等は、2回目（継続会）の終結時が任期満了時となります。もし1回目の株主総会の終結時点で役員を交代させたい場合には、該当の役員等に辞任してもらい、1回目で後任者を選任する形をとる必要があります。

この点に関する登記の扱いは、上記1(3)で述べた「商業・法人登記事務に関するQ&A」のQ2に記載されています。

3 定時株主総会開催時の留意点

(1) 株主の来場について

株主総会を開催する場合、新型コロナウイルス感染拡大の中、どの程度規模を縮小して開催できるのか、株主が一人も出席しない開催は可能なのか、又は株主を入場させなくてもよいのか等が問題となります。

経済産業省及び法務省は、これらの点に関し、令和2年4月2日付「株主総会運営にかかるQ&A」を公表しています。

この中では、株主総会会場への来場を控えるよう呼びかけることが望ましいことが示され（その際にはあわせて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいとされています）、以下のことが可能であるとされています。

- ① 会場を小規模な会場に変更し入場制限をすること
- ② 事前登録制を採用して事前登録者を優先的に入場させること
- ③ 発熱や咳などの症状を有する株主の入場を制限すること
- ④ 議事の時間を短縮すること

このQ&Aは4月28日に更新され、「株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために

株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます。」との記載が追加されました。

招集通知への記載については、経団連が「[新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデルのお知らせ](#)」を公表しています。

ここでは「ご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。」とする案（モデルA）と「株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。」「役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。」とする案（モデルB）の2つを公表しています。

この点、株主が株主総会に参加する権利との関係で、株主の来場がないことを前提とし、株主に来場しないように呼び掛けることが可能なかが問題となりますが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されている状況に鑑み、株主の権利も公共の福祉（民法1条1項）の制限を受け得るものであることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要であると判断される場合（このような判断は、地域によっても異なるでしょう）には、そのような措置も可能であると考えられます。なお、緊急事態宣言が株主総会時点では解除されていたとしても、早急な状況の改善が必ずしも期待できない状況下では、同様に考えて差し支えないと考えられます。

なお、株主の来場なく開催することを招集通知等に記載しても、株主が来場してしまうことが考えられますが、入場しないことを強く要請しても入場を求める場合について、経団連の招集通知モデル（株主の来場なしに開催する案）の記載上の注意では、「入場を認めざるを得ない場合もある」とされています。この点については、様々な事情を総合的に考慮して判断する必要があると考えられます。

(2) 議決権行使との関係

実際に株主総会を上記(1)のような方法で開催するには、事前に書面又は電磁的方法により、相当程度の議決権行使があることが前提となります。例年の議決権行使状況も参考にしつつ、出席率や議案の可決に問題がないか等の検討が必要です。

(3) 感染防止の措置

規模を縮小して株主総会を開催する場合でも、一定の感染防止の措置が必要であると考えられます。上記(1)①から④のほか、マスクの着用がない株主の入場を断る、間をあけて椅子を配置する、消毒液を配備す

る、株主の発言にマイクを使う場合は1回ごとにマイクを消毒するといった方法が考えられるでしょう。入口での体温や問診票のチェックは、対応するスタッフの感染リスク拡大につながる可能性もあるため、個別の状況に応じて検討することになります。

役員の出席についても感染防止の措置を検討する必要があり、情報伝達の双方向性と即時性が確保されていけばビデオ会議方式等での出席も可能であると解されるため、そのような方法をとることや、出席する役員の数を減らすことなどが考えられます。

(4) 出席しない株主への配慮

株主総会への出席の自粛を求めたり、来場なしに開催する旨の通知を行うことにより、通常の場合であれば株主総会に出席したいと考えていた株主が出席をあきらめざるを得ない場合が多くなるであろうことに鑑み、会社によっては一定の配慮をすることを考えても良いでしょう。

例えば、質問を事前に受け付ける、株主総会の様子をライブ配信する、株主総会での審議・質疑等の様子を後日録画配信する、事前に受け付けた質問に対する回答や事業報告の説明等株主総会を短縮したために回答・説明できなかった事項を後日ウェブサイト等に掲載する等の方法が考えられます。

更に、経済産業省が[実施ガイド](#)を公表した、いわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会の開催も検討に値します。

もっとも、これらの措置は新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の権利の確保の観点から望ましいものの、こうした措置を講じなくとも、株主総会の効力には影響ありません。

以上

シティユウワ法律事務所

弁護士 寺田昌弘 パートナー

弁護士 [豊田祐子](#) スペシャル・カウンセラー
yuko.toyoda@city-yuwa.com